

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 氏名(本籍地) | 寺島正博(富山県)                    |
| 学位の種類   | 博士(学術)                       |
| 学位記番号   | 博甲第56号                       |
| 学位授与年月日 | 平成23年3月16日                   |
| 学位授与の要件 | 昭和女子大学学位規則第5条第1項該当           |
| 論文題目    | 知的障害者のグループホームにおける従事者の専門職性の研究 |

|        |      |            |        |
|--------|------|------------|--------|
| 論文審査委員 | (主査) | 昭和女子大学特任教授 | 秋山 智久  |
|        | (副査) | 昭和女子大学特任教授 | 矢野 眞和  |
|        |      | 昭和女子大学教授   | 竹田 喜美子 |
|        |      | 昭和女子大学教授   | 森 ます美  |
|        |      | 法政大学名誉教授   | 高橋 利一  |

## 論文審査結果の要旨

社会福祉実践におけるグループホーム(以下、GHと省略する)は、高齢者・障害者・児童福祉の領域において、世界的にも我が国においても発展している。つまり、従来の社会福祉施設は、大規模であり、管理的であり、一般の生活標準より劣る生活内容を持っており、人権侵害の可能性を有していたのである。ゴフマンの指摘する『アサイラム』の状況そのものが未だに残存しているのである。そこで小規模のGHがそれらの問題を打開する方策として、採用され始めたのである。申請者はこうした社会福祉施設の状況を改善するためのGHの実践と制度と処遇と職員の研究に着手したのであった。ちなみに、GHには、1)人数条件(5~12人)、2)住宅条件(一個建ちか集合住宅の一室)、3)地域条件(普通の住宅地)、4)職員条件(利用者のみでなく職員が共に住む)といった4条件があり、これらの視点を基にGHの研究を行っている。

社会福祉領域の中でも知的障害者のGHは、「地域生活移行」の世界的な風潮に伴い増加の一途を辿っているが、職員というソフト面の充実はできておらず、実践現場では実践の「質」が問われている。つまり、GH従事者の確かな処遇モデルを確立させる必要があると共に、「GH従事者の専門職化」が必要なのであることに申請者は着目したのであった。

そこで本論文においては、これに対し、「GH従事者は専門職と成り得るのか」といった理論仮説を設定し、国際的な社会福祉施設とGHに関する歴史研究や社会福祉専門職に関する理論研究、GH従事者独自の援助内容を入所施設との比較した研究を行い、またGHに関する法令上の課題を綿密に検討し、さらには、GH従事者の専門職性を膨大な数量

に基づいて実証的に研究し、その知見から資格制度や研修制度の充実を提案し、専門職化への道を拓くことを試みたのであった。

さらに全国調査の結果、GHで「一人暮らしのニーズ」が多いことに着目し、そうした利用者を担当する従事者に広い範囲にわたりインタビュー調査を行い、そのニーズが阻害される要因を明らかにしている。専門職の重要な役割は、クライアントのニーズ充足にあるからである。

また、申請者は、GH従事者の専門職化を図るためには、「社会的承認」を得る必要があるという従来の専門職研究から、アンケート調査によるGH従事者の資格要件とはされていない「ホームヘルパー」や「ガイドヘルパー」の有資格者が38.0%と最も高い割合を示していることだけでは「社会的承認」は得られないと判断して、「ホームヘルパー」や「ガイドヘルパー」といった資格から「社会福祉士」と「介護福祉士」という国家資格を持つことが基本的に有効であることを主張した。その「社会的承認」のためにGH従事者の「資格要件に対する法整備」が必要とされることに言及した。そしてその実質と高めるための「身分保障に対する環境整備」にも提案を行っている。GH従事者の置かれる低位な労働条件を考えると、資格要件に対する法整備だけでは足りず、GHの報酬改正を始め、事業所ごとによる待遇の見直しを行い、GH従事者の「身分保障に対する環境整備」も併せて実施する必要性が生じてくると主張する。

また、社会福祉施設の将来展望を行ったイギリスの国家報告であるワグナー報告書においては「身分保障に対する環境整備」と研修計画は表裏一体の関係にあることに着目して、同報告書ではどのような社会福祉施設にも共通する研修計画を挙げていることから、これらの内容を考慮し、GHを担当する行政や研修所、GH設置者への今後の提言とした。

その研修科目に関しては、「GHにおけるレジデンシャルワーク」という視点に立って提案しているが、それは先行研究により明らかとした七つの援助技術に加え、本研究結果から「ソーシャルワークリサーチ」「ソーシャルアクション」「ネットワーク」「ケアマネジメント」といった四つをGHの独自の援助技術として加えている。そして、計11項目となった「GHにおけるレジデンシャルワーク」については、「基礎的な技術」と「独自の技術」とを設定し、この「独自の技術」を「属性モデル」の考えに照らせば、これもGH従事者の専門職性の要素となることを指摘した。その中でも、本研究結果から、GH従事者の特徴とした、「状況Grasp」と「自己決定Grasp」の向上を図るため、その作成方法や活用方法についての研修科目を設定することも提言している。

本論文は、申請者自らの実践経験から、GH従事者の質の向上が実践の向上に必要であることを強く実感したことから始まっている。そして、その実態を知るための膨大な全国調査は大いに評価されるものである。だが、結論としての社会福祉資格制度や研修制度への提案、それを支える行財政のあり方への提言にはやや具体性が欠ける感があり、今後、緻密なプログラムへの展望と提案が必要とされる。

とはいえ、審査員一同は、本論文が申請者自らの実践経験に基づく熱意を基礎に、膨大

での確な調査を行った実証の結果と論証を評価し、また専門職化という課題への解決に具体的方策を示唆したことは学問的な貢献であり、博士（学術）の論文として十分な内容を持つものであると評価とした。